

事 務 連 絡
令和7年10月30日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専 務 理 事 山 崎 篤 男
〔 公 印 省 略 〕

建設の事業における事務所等にかかる労災保険の成立について（周知依頼）

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。本会の活動につきましては日頃から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添1のとおり、厚生労働省労働基準局労働保険徴収課から周知の協力依頼がありました。

建設業に適用される労災保険には、①建設工事現場（元請の事業主が加入）と②建設工事現場以外の事務所や作業場（従事する労働者のいる事業主が加入）の2種類あるところですが、今般、②の建設事業における労働者の方々が土場・資材置き場等で特定の工事現場に付随しない作業を行う場合の労災保険関係につきまして、あらためて取扱いが整理され、都道府県労働局・労働基準監督署へ通知されております。

つきましては、貴会会員企業の皆様に対し、別添1（厚生労働省 周知依頼）並びに別添2（周知リーフレット）のご周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

（担当）労働部 山崎（直）、浜崎